

## 核燃料サイクルの確実な実現を求める意見書（案）

国は、令和5年2月に閣議決定した「GX実現に向けた基本方針」において、再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用するとしている。

また、原子力については、国のエネルギー基本計画において、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウムを有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としている。一方、核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場は、本来の竣工予定から26回延期を繰り返し、四半世紀操業が遅れている状況となっている。

福井県においては、これまで半世紀以上にわたり、国のエネルギー政策に志をもって協力し、国民生活の安定、我が国産業の発展に貢献してきた。しかしこの間、県内発電所内に保管されている使用済燃料は増え続け、残り4年から7年で貯蔵プールが満杯になる見込みであり、原子力発電の安定した運転を継続していくためには、六ヶ所再処理工場の早期竣工は待ったなしの喫緊の課題となっている。

こうした中、令和5年5月、国は原子力基本法を改正し、原子力の安全性の確保を前提として、立地地域の振興および地域の課題の解決に向けた取組みを推進することが国の責務として明記された。また、同法では、再処理や使用済燃料対策、廃止措置などのバックエンド対策について、国が講ずべき基本的施策として改めて位置付けられたところである。

このような状況を踏まえ、国においては、原子力基本法に定められた国の責務、国が講ずべき基本的施策に基づき、安全を最優先に、下記の事項について前面に立って主体的に取り組むよう強く求める。

### 記

- 1 我が国的基本的方針である核燃料サイクルの早期実現に向け、六ヶ所再処理工場の目標どおりの竣工および操業を確実に実施すること。
- 2 関西電力の「使用済燃料対策ロードマップ」に基づき、使用済燃料の必要な搬出容量を十分に確保し県外に搬出するとともに、我が国における使用済燃料対策を着実に進めよう、国が事業者全体を指導し、進捗管理を行うこと。
- 3 発電所構内の乾式貯蔵施設の設置の検討にあたっては、原則として貯蔵容量を増加させないとする方針を遵守するよう、事業者を厳しく指導すること。
- 4 廃炉の計画的な実行、高レベル放射性廃棄物の最終処分地の確保に向けた国民理解の促進など、バックエンド対策を強化して着実に進めること。

- 5 核燃料サイクルによって期待される高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度低減等の効果をさらに高めるため、我が国の高速炉研究開発の中核的拠点である本県において、高速炉の実用化に向けた研究開発を進めること。
- 6 原子力の役割および国の政策に協力する立地地域について、電力の大消費地をはじめとする国民の理解が得られるよう取り組むこと。
- 7 立地地域が原子力との共生を続けていくため、福井県および立地自治体の意見・要望を十分に聞き、立地地域の振興および課題解決の取組みを確実に進めること。また、関西電力に対し、原子力基本法に規定される事業者の責務に基づき、地域振興等の取組みを進めるよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年10月 日

福井県議会